

# 衛生管理者とは・・・

「衛生管理者」は、労働安全衛生法によって、民間企業・自治体等50人以上の労働者を使用するすべての事業場（職場）ごとに、選任することが義務づけられています。

## 衛生管理者の職務としては、次のようなものが挙げられます

- 労働者の健康障害を防止するための措置に関する技術事項
- 労働者の衛生のための教育の実施に関する技術的事項
- 健康診断の実施やその他健康の保持増進のための措置に関する技術的事項
- 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する技術的事項
- 毎週1回以上の作業場等の巡視、その他

## 免許の種類は・・・

衛生管理者の免許は第1種と第2種に区分されているため、免許試験も第1種と第2種に区分して実施されます。

選任すべき衛生管理者は、右の表のように、業種（事業場単位）によって区分されます。

免許の種類	衛生管理者として就くことができる業種
第1種免許	全業種
第2種免許	次の業種を除く業種 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機会修理業、医療業及び清掃業

## 選任すべき衛生管理者の数は・・・

それぞれの事業所で選任すべき衛生管理者の数は、右記のように定められています。

人事異動等をスムーズにさせるためにも、衛生管理者の有資格者数は、法定数の2倍以上が望ましいと思われます。

常時使用する労働者数	衛生管理者数
50人以上～ 200人以下	1人以上
201人以上～ 500人以下	2人以上
501人以上～1,000人以下	3人以上
1,001人以上～2,000人以下	4人以上
2,001人以上～3,000人以下	5人以上
3,000人を超える場合	6人以上

## 実務経験の証明が必要です

免許試験の受験資格としての「労働衛生に関する実務経験」とは、具体的には、次のようなものです。

- 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務
- 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務
- 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務
- 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務
- 衛生教育の企画、実施等に関する業務
- 労働衛生統計の作成に関する業務
- 医療機関、保健所における看護師の業務、その他

などとなっています。

実務経験の事業者証明書用紙は、免許試験受験申請書に綴じ込まれています。実務経験の期間は、2以上の事業場における通算期間でよいとされています。